

SAGA

市報 さが

平成13年 **3** 月15日号 / No.794

CONTENTS

- | | | | |
|------------|-------------------------|--------------|---------|
| 2・5 | 特集 新世紀の学校給食のあり方について | 10・11 | 人権標語特集 |
| 6 | 窓口業務の受付時間延長 | 14 | eガイド・ミニ |
| 7 | 野外焼却が禁止されます | 20 | 佐賀市歴史探検 |
| 8 | 市街化調整区域に
既存宅地をお持ちの方へ | | |



4/3まで開催

『佐賀城下ひなまつり開催中!』

会場 歴史民俗館、徴古館

3月4日(日)「佐賀城下ひなまつり(歴史民俗館旧古賀家)」
の入館者が1万人を突破しました。



市報さがは再生紙を使用しています。

特集

教科書では学べないことを、「給食」が教えてくれる。

新世紀の 学校給食の あり方について。

佐賀市教育委員会のまとめ

おいしい給食を、元気に食べる子どもたちの笑顔。給食から子どもたちは、毎日いろいろなことを学んでいます。「教育」の「環」でもある「給食」。その大切な役割は、けつしておろそかにしてはいけません。

ねてきました。

昨年春からの12回に及ぶ検討委員会、8回に及ぶ研究会で、給食関係者、PTA会長など保護者からの意見もお伺いした上で、今回、基本的な方向性についてまとめましたので、市民の皆様にお知らせします。

これから、市報で4回シリーズとして特集を組み情報公開してまいりますので、市民の皆さんのご意見をどんどんお聞かせください。

21世紀を迎え、行財政改革の必要性が市民の皆さんからも叫ばれ、給食に係る人件費などの見直しも求められています。市教育委員会では、この行財政改革の問題点も含めた上で、よりこれからの未来にふさわしい給食のあり方はどういう姿であろうかと、調査、検討を重



学校給食の未来についての 検討会など、これまでの流れ

学校給食の現状を分析するため、また、それをもとに21世紀にふさわしい学校給食のあり方を探るため、これまで次のような研究会を開催し、視察を行ったり、さまざまな皆さんの意見にも耳を傾けてまいりました。

●平成12年4月、5月

臨時教育委員会 4回開催
定例教育委員会 2回開催

給食センター・民間委託方式を採用している多久市や、センター直営方式の鹿島市、自校民間委託方式の武雄市の視察や、佐賀市内（自校直営方式）の学校給食施設の視察、意見交換などを行いました。

●平成12年10月から13年2月

臨時教育委員会 1回開催
定例教育委員会 5回開催
教育委員会研究会 8回開催

校長会代表や保護者代表など、学校現場の皆さんからの意見聴取、有識者の講話、国産食材の使用についての調査や質疑、およびすでに調理の一部を委託して給食を実施している学校の視察などを行いました。

検討の過程で出てきた問題点

- 数校分の給食を、ひとつの調理センターでつくるいわゆる「センター方式」は、センター建設のために数億円もの建設費用がかかるなどの理由から現在の自校方式がのぞましい。
- 現在のままの直営方式か、民間委託方式かについては議論を重ね、慎重に検討すること。

- また、市民の皆さんからも、民間委託をすることで「食の教育がおろそかになっては困る」「安全性や材料の質の確保はできるのか」「本当に財政のスリム化に役立つのか」などの意見が出されました。

これらの問題点を踏まえた上で、委員会では下記のような点に留意して、
新世紀の学校給食の基本的な方向性を導きだしました。

食の教育を充実させます。

今回の調査で、子どもたちへの「食」に関する教育の充実が必要であることが分かりました。給食の時間のみならず、家庭や地域が一丸となって食に関する教育を推進していけるよう、人件費などのコストを削減し、教育予算を捻出してまいります。

「センター方式」ではなく、
従来の「自校方式」を継続します。

例えばセンター方式では、食中毒が発生した場合、複数校が被害にあう可能性があり、建設費の問題とあわせて、佐賀市では従来どおり自校方式で運営してまいります。

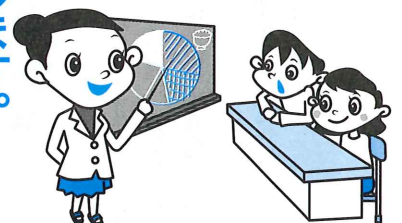
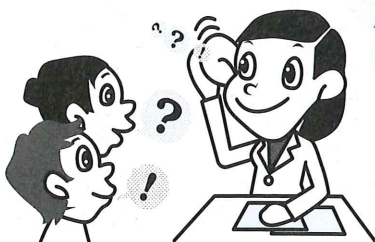
一部民間委託も

視野に入れて、推進します。

食の教育充実のためには、民間の活力を導入し、財源を確保することが大切です。そのために、安全面や衛生面の水準を確保した上で可能な業務については、一部民間委託を視野にいれなければならないと思います。

情報公開を積極的におこない、
市民の皆さんの
意見をお伺いします。

これまで「これからの学校給食のあり方」を導く調査、検討の段階においても、さまざまな情報を公開し、市民の皆さんの意見を聞いてまいりましたが、今後も、市民の皆様の声に耳を傾け、よりよい給食の未来をつくり上げてまいります。



新世紀の より良い 「学校給食」を 目指して。



現在までの調査・検討により、

今後の学校給食の

あり方を導き出しました。

これを基本方向と

することにより、

新世紀にふさわしい

「学校給食の未来」を目指します。



基本方向①

食に関する教育の充実

今回の調査・検討で、子どもたちは、かたよった栄養摂取や不規則な食事時間、食事の場でのコミュニケーション不足などがあることが分かりました。これらは、心と体の不健康をもたらし、生活習慣病の原因になるものと思われます。



これらを踏まえた上で、食に関する教育については、これまで以上に取り組みを強化します。必要予算については、二部民間委託により削減される経費などを活用し、充実に図ります。

取り組み方法としては

- 給食時間のみならず、学校行事や学級活動でも食に関する教育を充実させます。
- 家庭科や社会科などの教科や、「総合的な学習の時間」を通して、「食」の学習を充実させます。
- 学校だけではなく、家庭や地域との連携を図り、食の教育を充実させます。

基本方向②

地場産品を導入します

食の教育の二環として、ふるさとの産品を子どもたちに食べさせることは、より安全で新鮮な食材が食べられ、佐賀の農業振興にもつながるなどのメリットがあります。



そこで

- 平成13年4月から、まずは国産小麦粉を使用した学校給食パンを導入します。(将来的には佐賀市産小麦を導入予定)
- 米飯も、平成13年4月から佐賀市産米を積極的に使用します。

基本方向③

一部民間委託を
視野にいれた効果的な
運営体制づくり

学校給食の運営にかかる費用は年々増加しており、厳しい財政状況の現状では、教育行政の推進に深刻な影響を及ぼします。特に人件費は上昇しており、検討すべき時期にきています(表参照)。

調理職員(57人)の年齢階層別表

年齢階層	1人当たり	
	平均給料月額	平均年間給料等 (共済費を含む)
50歳代	413,100円	8,569,410円
40歳代	382,696円	7,934,054円
30歳代	270,000円	5,664,561円
総 額	57人	4億5,841万1,649円

そこで、さまざまな視察や調査結果を踏まえて、安全面や衛生面、温かさが損なわれない一部民間委託の実施を検討します。この実施にあたっては最初に学校を選定し試行する方法をとり、得られたデータを評価・分析し、その結果によっては、もとに戻ることもあります。

一部民間委託というのは、下記のような内容です。

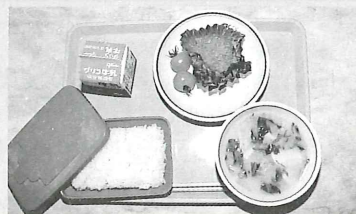
小学校給食が、調理業務委託になったら 何が変わるの? WHAT KYUSYOKU

	直営方式の場合	調理業務委託方式の場合
調理はどこで行いますか?	各学校の給食室でつくります。(自校方式)	直営方式と変わりません。
調理するのはだれですか?	各学校の調理員(市職員)がつくります。	民間の調理専門会社の調理員がつくります。
献立はだれがつくるのですか?	各学校の栄養士(県職員)がつくります。	直営方式と変わりません。
献立内容は、 どのようになりますか?	栄養のバランスのとれた手作り給食を基本とし、行事食やふれあい給食など、創意工夫のある献立をつくります。	直営方式と変わりません。
食材の注文は どのようになりますか?	学校で契約した食材納入業者に栄養士が注文します。	直営方式と変わりません。
食材の検収(品質・数量・消費期限などの確認)は どのようになりますか?	栄養士と調理員が検収します。	栄養士が検収します。調理業者の食品衛生管理責任者が食品の確認や点検をします。

基本方向④

子どもの食環境の整備

現在、米飯は一人分をふたつきのポリプロレン容器に入れて配送していますが、今後は、1クラス分をアルミ缶に入れて配送する形式に変え、米飯用として磁器食器の導入が図られないか、という要望が多くあります。また、食の教育を充実させるため、学校栄養職員の増強も望まれています。



そこで

これらの移行については、早急に検討を重ね、改善を図ります。また、食に関する教育の充実のために学校栄養職員の各校1名配置の実現に向けて努力します。

●運営体制の効率化によって得られた節減経費を活用して、教育環境の整備を行ってまいります。

学校給食に関する
皆様のご意見をお聞かせください。
お問い合わせは
学校教育課

☎ 24・3151 内線424まで

4月は、

市民課・保険年金課・市民税課
社会福祉課・児童課（ほほえみ館）

の5課で、

窓口受付を **毎日、午後6時まで** 延長します。
(ただし、土・日・休日を除きます)

市民課、保険年金課、市民税課、社会福祉課、および児童課（ほほえみ館2階）では、各種証明書の発行など窓口業務の一部を4月のひと月間、毎日（土・日・休日を除く）午後6時まで延長します。これらの窓口にご用の方はぜひご利用ください。取り扱う業務は下の表のとおりです。

なお、3月および5月以降は、今までどおり毎週火・木曜日の午後6時まで延長します。

3月は今までどおり、環境課、納税課、資産税課、市民相談室（以上、市役所1階）、教育総務課（市役所6階）、健康づくり課（ほほえみ館1階）の窓口業務の一部も延長します。

4月以降は、これらの窓口受付の延長は行いませんのでご注意ください。

【庁舎1階】

市役所の代表電話番号 ☎ 24・3151

担当課	窓口	内線☎	取り扱い業務
市民課	3 4	346 344	・戸籍届（死亡・婚姻など）の受付 ・死体等埋火葬、火葬場使用許可証の交付 ・住民異動届の受付 ・戸籍、戸籍の附票の写し、住民票の写しなどの交付 ・印鑑登録および証明書、外国人登録および証明書の交付 ・その他諸証明の交付
保険年金課	6・7 8	334 336	・国民健康保険の異動（加入、脱退、変更）の届出受付 ・各種申請の受付（はり・きゅう利用証、葬祭費、高額療養費委任払 など） ・国民年金の異動手続き（転出および市内の住所異動、制度などの一般的な相談（データ照合を要するものを除く））
市民税課	13 14	188 187	・納税証明・課税証明・所得証明・事業所証明・評価証明・公課証明・無資産証明 ・軽自動車税継続検査用証明
社会福祉課	16 17 18・19 20	384 382 386 383	・児童手当および乳幼児医療費助成申請 ・特定目的市営住宅入居希望者登録および入居申込み ・罹災証明 ・恩給の失権届 ・介護保険（要介護、要支援認定申請、要介護認定変更申請、被保険者証交付、再交付申請など） ・各種申請の受付（家事支援サービス、生きがい活動支援通所、緊急通報システム、配食サービス、短期宿泊、高齢者紙おむつ支給など） ・各種申請の受付（重度心身障害者医療費助成、更生医療、身体障害者手帳交付、ホームヘルプサービス、デイサービス、手当、福祉タクシー助成券、補装具交付、日常生活用具給付、短期入所 など施設入所申請以外のもの）
老人医療係 （保険年金課）	22	469	・老人保健法による医療の受給資格、取得、変更、喪失届出 ・各種申請の受付（老人保健標準負担額差額支給、コレット、療養費など）

【ほほえみ館】

児童課	2階	635	・保育所の入退所に関する申請
-----	----	-----	----------------

（ご注意）

- ・他の官公庁などへ問い合わせる必要がある届出や、内容が特殊な届出、相談などは対応できない場合もありますので、どうかご了承ください。
- ・ご不明の点は、事前にそれぞれの担当課、もしくは下記までお尋ねください。

◎問い合わせ

企画課 行政改革推進室 ☎ 24・3151 内線 135

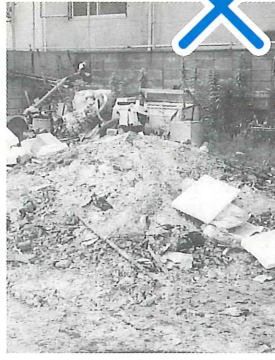
4月1日から 一部の例外を除き

野外焼却が禁止されます

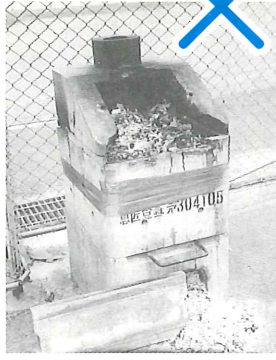
野外焼却とは

ここでのいう野外焼却とは、適正な焼却炉を使わないごみの焼却のことで、農業用語の「野焼き」とは区別します。

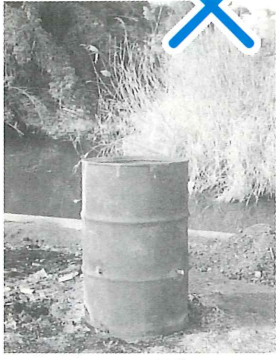
具体的には、ドラム缶やふた



地面でそのまま焼却



壊れた焼却炉で焼却



ドラム缶を使った焼却

の壊れた焼却炉を使った焼却や、地面でそのまま行う焼却などのことをいいます。

ただし、祭事やキャンプファイヤー、麦焼きなどは除外されます。

禁止にいたる経緯

皆さんご承知の通り、日本では、ダイオキシン類は主にごみ焼却の際に発生しています。

国はこの対策として、適正な焼却炉（空気取り入れ口と煙突の先端以外に外気と接する部分がなく、燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの）でごみを焼却するように定め、一定規模（火床面積0・5㎡）以上のごみ焼却炉からのダイオキシン類などの排出量を規制し、今回、不適切な野外焼却を禁止しました。上の写真参照

※違反した場合には、懲役、罰金など罰則が科せられることがあります。

簡易小型焼却炉の使用自粛にご協力を

火床面積0・5㎡未満の焼却

炉を使ったごみの焼却に規制がないのは、制度上このサイズで線引きをしたというだけであり、小型ごみ焼却炉の使用を勧めているわけではありません。

焼却に関する苦情が環境課に寄せられる苦情申し立ての半数を超えている現状を考えると、住宅密集地でごみを焼却する行為は不適切です。

“これくらい”と焼却すると苦情を申し立てる人との意識のギャップは大きく、不信感が生まれ、近所付き合いの障害にもなっているようです。

簡易小型焼却炉の使用自粛に、ご理解とご協力をお願いします。

ごみではなく資源として

そこで、市では、庭木ごみの処理について次のことを提案します。

- ①コンポストなどにより、資源としてたい肥化し有効利用する。
- ②破砕機を購入し、破砕して木の根元に敷き詰め、養生材として有効利用する。

有効利用が困難な場合は、燃えるごみとしてごみステーションへお出しください。

焼却による無用のトラブルを避けるためにも、ご協力をお願いします。

子どもたちの取り組み

2月3日に開催した「第41回佐賀市環境保健推進大会」において、開成小学校の生徒さんにリサイクル活動の体験を発表していただきました。

その中の一つが、総合学習授業として取り組んだ落ち葉のたい肥化です。左の写真参照

小学校に植えられているさまざまな木の落ち葉を集め、学校内でたい肥化し、校内菜園に利用する活動です。

おいしい野菜を収穫し、「土



に還すべきものを土に還し、その土から作物を収穫する循環型社会」の大切さを実感したそうです。

家庭用焼却炉（焼却用ドラム缶を含む）を無料回収します

ご家庭でお使いになっているごみ焼却用の焼却炉（破損しているものも可）やドラム缶などを無料回収します。

回収の手続きは次の通りです。

- ①環境課2番窓口（印鑑を持参し、ステッカーを受け取る。

- ②回収業者からの連絡を待つ。（2週間程度かかります）

- ③回収日の8時30分までに焼却炉にステッカーを貼っておく。

4月15日号では、庭木の剪定時期を迎え、簡単なたい肥の作り方や、たい肥づくりに取り組む市民をご紹介します予定です。

◎問い合わせ

環境課

☎ 24・3151

内線315

市街化調整区域に既存宅地をお持ちの方へ

既存宅地制度が廃止され、

既存宅地に自由に建築物を建てられなくなります

都市計画法が改正され、その

施行日（平成13年5月18日の予

定）からは、市街化調整区域の「既存宅地制度」が廃止され、一般の市街化調整区域と同様の規制を受けることになります。

改正に伴って、自己用の建築物に限り5年間の経過措置が設けられていますので、既存宅地に自己用の建築物を計画している人は、早めに手続きをしてください。施行日の前日まで受け付けます。

詳しくは、市報1月1日号やホームページにも掲載してありますのでご覧ください。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

詳しくは、市報1月1日号やホームページにも掲載してありますのでご覧ください。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

今回は、Q&A方式でその内容を説明します。

Q2 自己用の建築物とはどのようなものですか？

A2 建築を行う者が自らの生活の本拠として使用する建築物、あるいは自己の業務を行うために直接かつ継続的にその建築物を自己が使用することをいいます。

従って、分譲住宅、賃貸住宅、アパート、貸事務所、貸店舗などは該当しません。

Q3 既存宅地の確認を受けた土地で、改正法の施行日以降、確認を受けた人以外の人が建築することができですか？

A3 既存宅地の確認を受けた人と建築する人が異なっても、自己用の建築物に限り、5年間は建築できます。

Q4 改正法の施行日までに既存宅地の確認を受けない場合は、なにも建てられなくなりますか？

A4 市街化調整区域の許可基準に該当するものは、許可を受けて建築が可能です。（例：日用品店舗、分家住宅など）

また、農家住宅や公益上必要な建築物などは許可不要で建築できます。

Q5 既存宅地の確認を受けた土地に建築した建築物を、改正法施行後に建て替えることは可能ですか？

A5 用途変更の有無、建て替えの時期、建て替え後の使用目的別に整理すると次の表のようになります。

Q6 線引き以前に建築された建築物を将来建て替える場合、既存宅地の確認を受ける必要がありますか？

A6 同一規模で用途の変更がなければ、既存宅地の確認を受ける必要はありません。

Q7 建築指導課開発審査係

建築指導課開発審査係

建築指導課開発審査係

	改正法の施行後 5年以内		改正法の施行後 5年超	
建物の用途変更なし	自己用	可	自己用	可（※）
	自己用以外	可（※）	自己用以外	可（※）
建物の用途変更あり	自己用	可	自己用	不可
	自己用以外	不可	自己用以外	不可

（※）従前規模（延床面積）の1.5倍を超える場合は建築許可が必要です。

佐賀市では、人権行政の総合的かつ効果的な推進を図るために、「人権教育のための国連10年」佐賀市行動計画を策定しました。

今回は、最終回としてさまざまな人権問題についてご紹介いたします。

さまざまな人権問題について

これまで、「同和問題」、「女性に関する問題」、「子どもに関する問題」、「高齢者に関する問題」、「障害者に関する問題」、「外国人に関する問題」、「HIV感染者などに関する問題」をご紹介してきましたが、これ以外にもさまざまな差別や偏見による人権問題が多数存在しています。

アイヌの人々に対する歴史・文化・伝統・現状についての知識や理解不足からくる偏見や差別。刑を終えて出所した人や路上で生活している人に対する社会復帰の障害なども偏見からくる差別です。

そして、中国残留邦人の永住帰国後の生活においても、お互いの文化、生活習慣についての理解が十分でないため、地域社会における日常生活や就労に関して、さまざまな問題が生じています。

また、今日的な人権問題として、パソコン通信、インターネットなどを利用した人権侵害があります。情報処理技術などの発達に伴い、本人の意思とは関係なく、個人情報を利用され、プライバシーが侵害されるなど、新たな問題が発生しています。

また、古からの習慣や風習の中には、合理的な理由や科学的根拠がないにもかかわらず、生活に深く浸透し、先入観で差別意識を植えつけられていることも少なくありません。

お互いに多様性を認め合うことは大切なことです。偏見や差別のない社会を実現させるために、積極的に人権教育、啓発を推進し、「人が人を思いやる心」を育てていく必要があります。

◎問い合わせ 人権・同和対策課

☎24・3151内線398・400

「人権教育のための国連10年」

No. 9

佐賀市行動計画書から

市では以下のような業務をコンピュータ処理しています

市民サービスの向上と事務処理の効率化を図るため、コンピュータを自己導入し、いろいろな分野の業務を処理しています。また、市民の皆さんの大切な個人情報も含まれるため「佐賀市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、適切な管理を行っています。今後さらに、市の行政情報の総合的な活用を図り、市民サービスに努めていきます。

電 算 処 理 業 務

〔情報政策課所管分〕

所 管 課 等	電 算 処 理 業 務	開 始 年 月	補 足 説 明
市 民 課	住 民 記 録	平成 元. 12	住民票、転出証明書、住民票記載事項証明書発行／人口統計資料作成等
	印 鑑 登 録	平成 3. 10	印鑑証明書発行等
	自 動 交 付 機	平成 10. 8	自動交付機による住民票等の発行
保 険 年 金 課	国 民 健 康 保 険 税	平成 2. 4	資格管理／賦課／収納／被保険者証発行等
	国 民 年 金		資格管理・賦課・収納等
	福 祉 年 金	平成 4. 4	老齢福祉年金、障害基礎年金管理等
	老 人 保 健 医 療 税		資格管理／給付／受給者証発行等
市 民 税 課	市 民 税	平成 2. 4	特別徴収賦課／普通徴収賦課等
	軽 自 動 車 税		軽自動車、原動機付自転車等の登録、賦課等
	法 人 市 民 税		法人市民税賦課等
	税 証 明 明		税関係各種証明書発行等
資 産 税 課	固 定 資 産 税	平成 3. 4	土地／家屋／償却資産
	都 市 計 画 税		市街化区域内土地家屋賦課等
納 税 課	市 税 収 納	平成 2. 4	普通徴収／特別徴収／固定資産税／軽自動車税
	市 税 収 納	平成 6. 4	法人市民税
人 事 課	職 員 給 与	平成 5. 4	給与支給等
児 童 課	保 育 料	平成 2. 4	認定／調定／収納等
社 会 福 祉 課	老 人 保 護 措 置 費	平成 2. 4	調定／収納等
	障 害 福 祉	平成 4. 4	医療費助成／補装具等給付／福祉手当等
	母 子 福 祉		医療費助成等
	児 童 手 当		受給者管理等
	高 齢 者 福 祉	平成 7. 1	老人実態調査等
	父 子 福 祉	平成 8. 4	資格管理／給付等
	寡 婦 福 祉		資格管理／給付等
	乳 幼 児 医 療		資格管理／給付等
住 宅 施 設 課	市 営 住 宅 使 用 料	平成 2. 4	調定／収納／統計表等
下 水 道 課	下水道受益者負担金	平成 3. 4	賦課／収納等
農 林 水 産 課	農 政 管 理	平成 7. 4	転作事務等
農 業 委 員 会			農地法届出、許可処理／農業者年金管理等
選 挙 管 理 委 員 会	選 挙 人 名 簿	平成 元. 12	選挙人名簿作成等
教 育 委 員 会	学 齢 簿	平成 元. 12	学齢簿作成等
各 課 共 通	□ 座 ・ 納 組	平成 2. 4	□座振込処理／納税組合管理
	住 登 外		住民登録外登録者管理
	送 付 先		書類発送宛名管理
	財 務 会 計	平成 9. 4	予算編成、予算執行管理等
	行 政 事 務 支 援	平成 11. 5	各課照会／会議室予約等
	新ホームページ開設	平成 12. 4	ホームページ更新／作成等

〔その他所管分〕

所 管 課 等	電 算 処 理 業 務	開 始 年 月	補 足 説 明
保 護 課	生 活 保 護	平成 7. 1	保護費計算等
建 設 部 ほか	土 木 積 算	平成 7. 10	土木積算等
健 康 づ くり 課	健 康 医 療 福 祉	平成 8. 4	総合検診等
図 書 館	図 書 館	平成 8. 8	資料検索／貸出／予約
下 水 道 課	下 水 道 管 理	平成 11. 4	下水道管理等

※交通局、ガス局、水道局については記載していません。

電算の処理状況に関するお問い合わせは、情報政策課（☎内線 144）または所管課へどうぞ。市役所の代表電話は 24・3151 です。

考えよう人権の尊重を

人権標語募集にあたり

佐賀市の「人権に関する」標語募集が、20世紀の最後の年度で22回を経ることになりました。
いみじくも時(とき)は、21世紀になり、「人権文化の創造」にふさわしく心温まる作品を寄せていただきました。
今回の作品には、いじめや偏見を見抜き、お互いの個性を認め合い、家庭から始まる足元からの人権が強く表現されていました。
人々の思い合う気持ちが家族から始まり、その基礎がしっかり身について、自分の周囲の人達との交わりによる人権尊重と、新しい世紀に向けての更なる希望が小学生から一般の部まで感じとれます。
応募者数776名 作品数865点
いずれも昨年度より増え、皆様の人権意識の高揚をありがたく思います。
入賞された28名の皆様おめでとうございます。また、主催者として応募いただきました方々に心から感謝いたします。

入選の部

小学校の部

つなごうよ ぼくの手きみの手 みんなの手
兵庫小一年 古川 祥平
おもいやり いっぱいある町 あったかい
高木瀬小三年 武藤真喜子
「男でしよ」「女のくせに」と言わないで
久保泉小四年 中原 良輔
話してよ ぼくじゃダメかな? 相談相手
久保泉小五年 高田麻美子
差別の目 なくしていこう 新世紀
北川副小六年 古賀あゆみ

中学校の部

ゆるせない 見て見ぬふりの 私の目
昭栄中二年 向 剛志
何気ない ことばのなかに ある差別
清和中二年 野口 晶子
支え合い みんなが生きる この世界
城西中二年 石隈 菜美
新世紀 町に広がれ バリアフリー
金泉中三年 吉田 知樹
だめな事 「だめだ」といえる 勇気もて
城西中三年 宮田明由子

一般の部

年おいて 人権まなび あかりみえ
中折町 竹野 久子
認め合う 社会に差別の かげはない
城内一丁目 柴田 慶治
人権を 学んで明るい 新世紀
鍋島町八戸 立川 均
人権研修 家族揃って 胸張って
久保泉町久保 古川 清
ふれ合って 心かよわせ 断つ差別
城内二丁目 山田 好幸

高校・大学の部

差別の芽 つみとるあなたの 小さな勇氣
佐賀西高校一年 原田 桃子
養おう 差別を見抜く 心の目
致遠館高校二年 松尾菜々子
人権を きちんと考え 行動に
佐賀学園高校二年 山田 大公
咲かせよう あなたのこころの 人権の花
清和高校二年 泉 加奈子
親と子の 楽しい会話が よくくすり
佐賀工業高校三年 今川 靖之

毎月11日は人権を考える日です

人権教育(すべての人が幸せに生きることを尊重する教育)の基本は家庭です。家庭で身近な人権問題について語りあいましょう。

中学校の部
なぜ笑う?
ちがいがあつて
あたりまえ
「関係ない」
そんな気持ち
差別の芽



城南中
二年
太田このみ



鍋島中
一年
広滝智恵美

「私には、関係ない。差別やいじめを見てこう思う心には、小さな差別の芽があります。もともとみんなが、身近にある差別に気付いて、差別によって傷つく人が少しでも減ればいいという気持ちで書きました。」
私がこの標語を思いついた理由は小学校の時の先生がよく「個性」と言っていたのがきっかけです。それから私は人間一人ひとりが持つ長所や短所などのちがいを「個性」としてプラス思考で考えるようになりました。みんなはこのちがいを認め合わなくてはいいと思います。

特選の部

小学校の部
みんなある
ぴかぴかひかる
いいところ
いじめ見て
とめない私も
いじめつ子



赤松小
五年
小副川 翠



鍋島小
二年
小川 絹加

わたしは、だれにでもぴかぴか光るいいところがあると思います。みんなのいいところを見つけることができたら、だれとでもなにかよく、毎日楽しくすごせると思います。みんなのいいところをたくさん見つけたいな。いじめを止められたいな。と思って書きました。

高校・大学の部
許せない
差別、偏見、嫌がらせ
あの人：
固定観念
取り除こう



致遠館高校
二年
執行 育子



佐賀西高校
一年
福田 純子

私達が普段使用している言葉や態度の中にも、差別や偏見などに値することが充満しているように感じられ、自分自身もこの現状を理解する為に、この標語を考えました。

一般の部
人権は
語り育てる
家庭から



蓮池町城内
武藤 正義



開成二丁目
内田 正俊

小説「破戒」が私なりの人権との出会いです。今日の民主化時代に至っては社会的認識も隔世の感があります。人権は生きている証としての原点であり特に構えず家庭での普段の会話の中で語り育てられるものだと思います。

築こうよ
人権文化を
我が町に

子どもたちに、人の痛みを知る心を育て、共に差別を許さない21世紀を切り拓こうと微力ながら取り組んできましたが、残念ながらまだいじめや差別現象を完全には克服できていません。人権の世紀と言われる21世紀の幕開けにあたり、「人権文化の息づく学校、街づくり」を志として立て、どんな道は険しくとも一歩前へ踏み出したいと思っています。

平成 13 年度

国民年金免除申請 学生納付特例申請

受付を開始します

平成13年度分免除申請および
学生納付特例申請を次の要領
で受け付けます。

・場所 国民年金室（市役所1
階8、9番窓口前特設カウンター）
・期間 4月2日（月）～5月31日（木）
※この期間以降も随時受け付け
していますが、申請が遅れると
免除の承認期間が短くなります
ので、手続きは早めにしてくだ
さい。

・持参するもの

【一般の免除申請】

年金手帳、認印

【学生納付特例申請】

年金手帳、学生証（写しでも
可）または在学証明書、認印

◆保険料の免除制度 （一般の免除申請）

長い人生の間には、病気や失
業をして保険料を納めたくても
納められない場合があるかもしれ
ません。このような場合、申
請して条件に該当すれば保険料
の納付が免除される申請免除の
制度があります。

免除が承認されるためには、
一定の所得制限がありますので
ご希望の方は国民年金室の窓口
（市役所8番窓口）にご相談く
ださい。

なお、免除の申請は毎年度届
出が必要なので、前年度免除承
認を受けている方も再度、13年
度分の申請をしてください。

◆学生納付特例制度

学生であれば、親の所得に関
係なく学生本人の所得が68万円
以下（給与収入の場合、133
万円以下）であれば、申請によ
り納付が猶予される制度です。
学生納付特例申請についても
毎年度申請が必要です。

◆免除を受けた 期間の取扱い

・年金受給資格期間に含まれま
す。
・免除期間の年金受給額は、納
付した場合の3分の1の額にな
ります。（学生納付特例期間は受
給資格期間に含まれますが年金



額には算出されません）
・将来受け取る年金額が低くな
るのを防ぐため、今後10年間で
保険料を納付することができま
す。
◎問い合わせ

保険年金課国民年金室
☎24・3151内線336

金立いの家 文化講座受講生募集中

・対象 市内居住で60歳以上の

健康な方

・内容 健康づくり・郷土史・
健康料理など

・開講日 毎月第3金曜日
（4月～来年1月まで）

・申込先 金立いの家
（金立町大字千布

2314-1）

・募集人員 40人

※定員になり次第締め切ります。

詳しいことは、金立いの家の
☎98・05440までお問い合
わせください。

介護保険 Q & A



Q 現在、要介護認定を受けてい
ますがサービスは利用していま
せん。有効期間が切れたら、更
新認定の申請をしなければなり
ませんか？

A 認定の有効期間は原則とし
て6カ月です。更新認定の
申請をしていただくようになり
ますが、サービスを利用する予
定がない場合は更新認定の申請
をする必要はありません。

サービスが必要になったとき
に改めて要介護認定の申請をし
ていただければ結構です。

Q 在宅で、ベッドや車いすを利
用したいのですが、どうすれば
いいですか？

A 介護保険からのサービスで、
ベッドや車いすなどの福祉用具
の貸与があります。

サービスを受けるには、まず、
要介護認定の申請をして、要支
援または要介護の認定を受ける

必要があります。費用は、毎月
利用したレンタル料の1割を負
担していただくようになります。
（すでに認定を受けている方は、
ケアマネージャーにご相談くだ
さい）

Q どのような人がケアマネー
ジャー（介護支援専門員）にな
ることができるのですか？

A 医師・歯科医師・薬剤師・保
健婦（士）・看護婦（士）・理学
療法士・作業療法士・社会福祉
士・介護福祉士などの専門職で
原則5年以上の実務経験を持つ
人のうち、年1回行われる試験
に合格し、実務研修を修了した
人がケアマネージャーの資格を
持つことができます。

介護保険についての 疑問や質問を お寄せください

介護保険制度の仕組み、保険
料、サービスについてなど、お
気軽にお問い合わせください。

◎問い合わせ 社会福祉課 長
寿推進室 ☎24・3151内線
386・387

【Eメールアドレス】

shakai@city.saga.saga.jp

国民年金の請求

繰上げ 繰下げ について

国民年金は、原則として65歳から受けられることとなりますが、希望すれば60歳から繰り上げて請求できます。

この場合、左の表のように受ける年金額は減額され、この減額は生涯変わりません。また、65歳になっても年金を

受けないで、年齢を繰り下げて受けることもできます。

この場合、年金を受け始めるときの年齢に応じて一定の割合で年金額は増額されます。

※厚生年金の期間がある方については社会保険事務所へお問い合わせください。

なお、繰上げ請求をされた場合、年金額が減額されるなど次のようないくつかの制限がありますのでご注意ください。

・遺族厚生（共済）年金と国民年金は65歳まではどちらか一方しか支給されません。

・特別支給の老齢厚生（退職共済）年金と国民年金は65歳まではどちらか一方しか支給されません。

・寡婦年金は受けられません。また、寡婦年金を受けていた人は受けられなくなります。

・万一、障害者になられた場合でも障害基礎年金は受けられません。

・厚生年金・共済組合に加入すると、その間の国民年金は受けられません。

・国民年金に加入することはありません。

◎問い合わせ

保険年金課 国民年金室

☎ 24・3151 内線 336

佐賀社会保険事務所

☎ 31・4191

☆繰上げ請求の場合

(請求時の年齢)	(旧減額率)	(新減額率)
60歳0ヵ月～60歳11ヵ月	42.0%	30.0～24.5%
61歳0ヵ月～61歳11ヵ月	35.0%	24.0～18.5%
62歳0ヵ月～62歳11ヵ月	28.0%	18.0～12.5%
63歳0ヵ月～63歳11ヵ月	20.0%	12.0～6.5%
64歳0ヵ月～64歳11ヵ月	11.0%	6.0～0.5%

☆繰下げ請求の場合

(請求時の年齢)	(旧増額率)	(新増額率)
66歳0ヵ月～66歳11ヵ月	12.0%	8.4～16.1%
67歳0ヵ月～67歳11ヵ月	26.0%	16.8～24.5%
68歳0ヵ月～68歳11ヵ月	43.0%	25.2～32.9%
69歳0ヵ月～69歳11ヵ月	64.0%	33.6～41.3%
70歳0ヵ月～	88.0%	42.0%

◇減額率、増額率は生年月日によって下記のように区分されます。

昭和16年4月1日以前に生まれた方：旧減額率、旧増額率をご覧ください。

昭和16年4月2日以後に生まれた方：新減額率、新増額率をご覧ください。

※新減額率：65歳以前の請求時の年齢が1ヵ月増すごとに0.5%ずつ低くなります。

※新増額率：66歳以後の請求時の年齢が1ヵ月増すごとに0.7%ずつ高くなります。

公害トピックス
その12

あなたの環境汚染回避度は？

毎日の生活の中でどのくらい環境に負荷を与えているか考えたことがありますか？

私たちは、環境に負荷を与える（汚す）ことなしに生活することはできませんが、自分が選択した行動が、どのくらい環境に負荷を与えているかを知る必要があるはずで

そこで、生活排水による河川への負荷について考えてみましょう。下水道や合併処理浄化槽で処理する人の負荷を1として比較すると、生活排水をそのまま排水し、し尿は汲み取りに出す人は約7倍、生活排水をそのまま排水し、し尿は単独処理浄化槽で処理する人は、約8倍河川に負荷を与えています。

また、片道7km自動車通勤する人は、この往復の分だけで約3kgの二酸化炭素を排出するだけでなく、同時に、窒素酸化物（酸性雨の原因）、粒子状物質（アレルギー物質で環境ホルモン作用もある）、ベンゼン（発がん物質）なども排出することになります。

この事例について、どちらが正しく、どちらが正しくないという話ではありません。

皆さん一人ひとりが自分の生活様式を把握し、それに応じた行動（鍋など洗う前に汚れを拭く、日を決め公共交通機関や自転車通勤したりするなど）を考え実行する必要があります。あるということです。

毎日の生活様式をチェックし、より環境にやさしい行動を始めましょう。

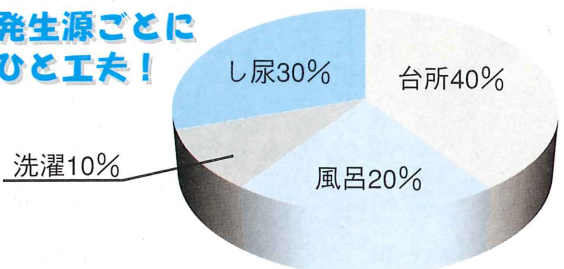
◎問い合わせ

環境課 ☎ 24・3151

内線 316

生活排水発生源別負荷割合

発生源ごとに
ひと工夫！



1日の生活排水の汚れを100とした場合の発生源ごとの汚れの割合

『小さなことから「ツツツ」』

毎年春と秋に実施される河川清掃は、市を代表する市民活動の一つです。水路の汚れがピークに達した昭和55年、市民と協力して浄化を進めようと佐賀市水対策市民会議が発足しました。

その翌春に「川を愛する週間」が実施され、以後この河川清掃は現在まで続いています。毎年約5万人の方に参加していただき、河川をきれいにしようという意識の定着とともに、水質

も徐々に改善されています。

市が平成11年に実施した市民意識アンケートによると、普段の生活で多くの方がごみの分別・減量、省エネルギー、トレー回収などに取り組まれています。しかし、買い物袋の持参や自転車・バスでの移動などに関してはまだまだ消極的なようです。

「環境」というと、広く考えがちですが、一人ひとりの生活や意識が基本です。難しいことは抜きにして、ちょっとテレビを消したり車の使用を控えたりすること、電気代やガソリン代の節約にもなり、十分環境の保全に役立ちます。

市でも、環境講座や環境セミナーを開いたり、環境報告書を作成したりと環境に関する情報を提供しています。これらを上手に活用して、節約上手な環境にやさしい暮らしを実践していきましょう。

市でも、環境講座や環境セミナーを開いたり、環境報告書を作成したりと環境に関する情報を提供しています。

市でも、環境講座や環境セミナーを開いたり、環境報告書を作成したりと環境に関する情報を提供しています。

市でも、環境講座や環境セミナーを開いたり、環境報告書を作成したりと環境に関する情報を提供しています。

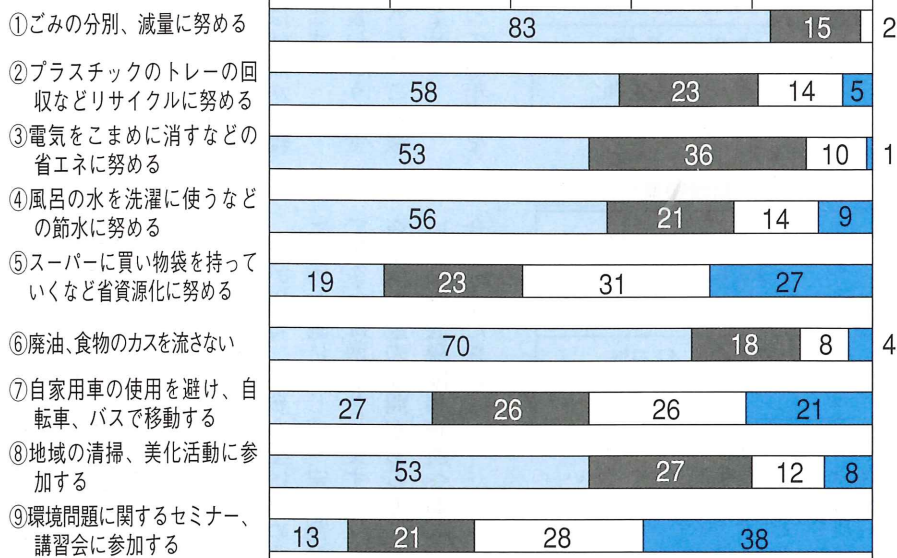
◎問い合わせ 環境課

☎ 24・3151 内線315

あなたは、ふだん次のようなことをしていますか？【市民意識アンケートより】

□ いつもしている ■ ときどきしている □ あまりしていない ■ まったくしていない

0% 20% 40% 60% 80% 100%



提言箱にいただいた皆さんからのご質問にお答えします

No.16

【提言】

《与賀神社前道路の規制について》

与賀神社前の歩道の新設で、南から北への一方通行になりました。辻の堂から旧34号線の交通の緩和に役立っていた与賀神社の方（南）への進入が禁止されたのはどうしてですか。

【回答】

この道路は、辻の堂交差点からの車の抜け道に利用されることが多く、歩行者・自転車利用者とにとって危険な状態になっていました。

そこで、平成10年9月に、地元自治会と関係機関で構成する『与賀町・赤松町地区コミュニティゾーン形成事業協議会』を設立し、その中でこの地区の安全な「まちづくり」、安心して暮らせる「まちづくり」についての話し合いを進めるなかで、現在のように歩道の整備を行い、一方通行（南から北）とすることと決定し、実施をしてきたところですが、

ご提言のとおり、与賀神社前道路は周辺の交通混雑の緩和に役立ってきたとは思いますが、住民の方はもとより、特にこの

地区は周辺に学校もあるため通学の子や歩行者が多く、危険にさらされてきたのも事実です。

このため、与賀町地区に用いない通過交通を抑制し、歩行者などの安全確保を優先させることを目的に、一番有効な手立てとして南から北への一方通行規制としています。

（道路課取扱い）



■FAX 28・9188

■ホームページアドレス

<http://www.city.saga.saga.jp/>

◎提言箱についてのお問い合わせ

秘書広報課市民相談室

☎ 24・3151

内線 158～160



リサちゃんの リサイクルレポート

～ごみ対策作文・標語の
表彰に行ってきました～

No.8



私と同じくらい
子どもって、ご
みについてどのよ
うに考えているのかしら。
調べているうちに、小中学生
が夏休みに書いた「ごみ対策作
文・標語」の表彰があるという
ので、2月3日(土)に佐賀市民会
館で行われた「第41回佐賀市環
境保健推進大会」に参加してき
ました。

◆受賞者の さまざまな表情

小中学生の表情はさまざまで
した。笑顔、緊張した顔、誇ら
しげな顔……。

授賞式が始まり、一人ひとり
の名前を呼ばれての表彰です。
賞状と副賞が授与されました。

おめでとうございます。その
あと、最優秀作文の発表があ
りました。



《最優秀作文中学生の部》

「地域のごみについて」

江里口和哉さん(附属中学校)

《最優秀作文小学生の部》

「ごみとリサイクルについて」

船津丸貴帆さん(循誘小学校)

とても堂々とした立派な発表
でした。世界の子どものたの環
境作文を審査しているジャーナ
リストの江森陽弘さんからは、
作文の内容に最高の評価をいた
だきました！

2人ともすごいですね。さら
に最優秀標語についてもご紹介
します。

《最優秀標語中学生の部》

「活かすこと」

未来をつくる 第一步

白水 智子さん(城東中学校)

《最優秀標語小学生の部》

「ごみ減らす」

一人一人の 心がけ

取出 萌子さん(本庄小学校)

◆表彰を終えて

みんな笑顔で会場から出てき
ました。ほっとした様子でした。
最後にみんなで記念撮影です。



いかがですか。
みんないい顔し
ているでしょう。
でも、それ以
上にお父さんお
母さんの嬉しそうな顔が印象的
でした。今回は336人から応
募があったそうです。



市内だけでなく、遠くは神奈
川県の学校からも応募があった
そうです。残念ながら今回は入
賞しなかった人にも、環境にや
さしいエコ文具が参加賞として
贈られました。今度は私も応募
してみようかな……。

◎問い合わせ

環境課ごみ対策推進室
☎ 24・3151 内線 313

4月からの

家電リサイクル法対象品目

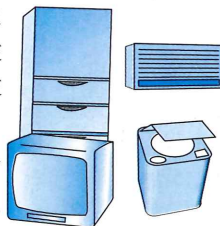
(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

市へ出す場合の手続きについて

申し込み場所は、市内郵便局に限りです。

・郵便局で「佐賀市家電申込ステッカー (一個
3,000 円) と「家電リサイクル券 (品目によっ
て料金が異なりますので、郵便局で確認してく
ださい) 6 枚綴り」を購入してください。

・指定された曜日と時間に
排出する家電に「佐賀市家
電申込ステッカー」と「家
電リサイクル券のシール」
を貼付の上、玄関先に出し
てください。



その時に、家電リサイク
ル券の「排出者控」を除いた分を収集の人に渡
してください。

◎問い合わせ

環境課ごみ対策推進室 ☎ 24・3151 内線 313

住宅用太陽光発電システム 設置費助成説明会

再生可能エネルギー推進市民フォーラム西日本では、住宅用太陽光
発電システム設置に関する学習助成説明会を次のとおり開催します。

自然エネルギーに関心のある方、太陽光発電の設置を予定されてい
る方は、ぜひご参加ください。(入場無料)

◇日時 4月7日(土) 14:00～16:30

◇会場 ほほえみ館 4 階視聴覚室

◇内容 ①講演「地球温暖化防止と自然エネルギーの活用」
②太陽光発電実例報告
③個人住宅向け太陽光発電助成事業の説明
④質疑応答

◎問い合わせ 再生可能エネルギー推進市民フォーラム西日本

☎ 092・752・7769

《再生可能エネルギー推進市民フォーラム西日本》

地球温暖化防止をはじめとする環境保全および省資源・省エネルギーによる
地球環境問題の改善に資するため、企業と市民のパートナーシップならびに市
民参加による再生可能エネルギーの利用促進を目的として設立された市民団体。

市報の感想を聞かせてください

街角リポーター (市報モニター)募集

4月から活動していただく、平成13年度の街角リポーターを募集します。
何か新しいことを始めたいと思っている方、最近引越してきたばかりなので佐賀のことをもっと知りたい方など、気軽に参加しませんか。新しい友人もきっと増えますよ。

○活動の内容

・毎月1回の会議(平日に開催)
で、市報を読んでの感想や意見を聞かせてください。堅苦しいものではなく気軽なフリートークキングです。

・まちの身近な話題をお寄せください。写真入りで市報で紹介します。

○対象

20～40歳代の女性

○定員

25人

○任期

平成13年4月～平成14年3月

○謝礼

年間15,000円程度

○応募方法

はがきに住所、氏名、年齢、

電話番号、簡単な自己紹介と、

「街角リポーター希望」と書いて
〒840-8501

佐賀市役所 秘書広報課広報係
まで



月1回の会議の様子

『21世紀に伝えたい佐賀市の姿』

ふるさと佐賀 写真集

発行・出版のお知らせ

『写真集発行にあたって』

佐賀市では、21世紀という大きな節目を迎える機会に、市民の皆さんの協力を得て、ふるさとの風景や暮らしや出来事などにさまざまな角度からスポットライトをあて、一冊の写真集にまとめました。

あらためて見ますと、日ごろなにげなく見過ごしているものの中に、貴重な佐賀の原風景といえるものが残されていることに気づかされます。

この大きな遺産を21世紀に伝えるために、そしてこれからの佐賀がどんな未来を切り開いていくのか、時代の証人として、生きた記録を伝えられたらと思っています。

写真集の内容

第1章 ふるさとの「風景」

ハスが繁る佐賀城の濠など、市内55カ所のふるさとの景観を紹介。

第2章 ふるさとの「暮らし」

日峰さんなどの祭りやえびす像など、市民の生活に息づく文化遺産、市内を巡る水路の生き物など掲載。

第3章 ふるさとの「出来事」

馬鉄の開通や佐賀市の大合併、佐賀商業高校甲子園優勝など、20世紀の出来事を10年単位でまとめて掲載。関係者の回想を含め佐賀の歴史を綴っています。



建築指導課他に販売中！
(変形A4版、100ページ、オールカラー、定価1,500円)

生き甲斐講座受講生募集

「ほほえみ館ふれあい福祉センター」では、次の3講座を開講します。皆さんも受講してみませんか。各講座とも4月から開講し、受講期間は2年間とします。

◆受講資格 佐賀市在住で60歳以上の方

◆受付期間 4月30日(月)まで

※定員になり次第締め切ります。

◆講座内容

講座名	開講日	募集人数	受講料
パッチワーク教室	第2・第4 (火曜日) 9:30～11:30	10人	月額1,000円 (材料費は実費)
生花教室	第1・第3 (水曜日) 13:30～15:30	10人	月額1,000円 (材料費は実費)
フラワーアレンジメント	第2・第4 (金曜日) 13:30～15:30	10人	月額1,000円 (材料費は実費)

◎受講申し込み先・問い合わせ

佐賀市社会福祉協議会

ふれあい福祉センター(ほほえみ館2階)

☎32・6670 内線221

※直接、または電話でお申し込みください。

定例教育委員会

・期日 3月27日(火)

・時間 14:30～(傍聴受付13:00～14:00)

・場所 市立図書館大集会室

(※市報3月1日号では、開催場所を市役所7階第2会議室としていましたが、市立図書館大集会室に変更になりました)

◎問い合わせ

教育総務課 ☎24・3151 内線413

◎問い合わせ

秘書広報課広報係

☎24・3151 内線114

◎問い合わせ

建築指導課都市景観係

☎24・3151 内線294

花とみどりの街づくり推進大会 特別講演会 「薬草と健康づくり」

講師 徐福長寿館館長 大野恭男氏

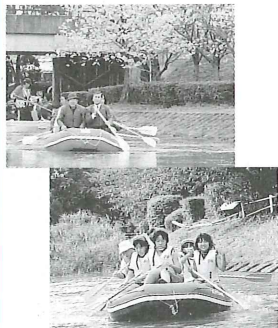
- ・日時 3月21日(水) 11時～
- ・場所 市立図書館 (2階多目的ホール)

「花と緑の相談所」でもある徐福長寿館で、日ごろ薬草や花と緑のお世話をしている大野館長による「薬草と健康づくり」についての講演会を行います。

大野館長の話を徐福長寿館以外で聞けるまたとない機会ですので、ふるってご参加ください。

◎問い合わせ 都市計画課 緑地公園係
☎ 24・3151 内線 235

- ・コース 石井樋の多布施川起点から神野公園までの約4・5キロ
- ・日時 4月3日(火)
- ▽午前の部 10時30分～11時30分(先着50人)
- ▽午後の部 13時30分～14時30分(先着50人)



◆多布施川下り

- ・集合時間
- ▽午前の部 10時
- ▽午後の部 13時
- ・集合場所 石井樋の多布施川起点(駐車場有り)
- ※川下り終了後、駐車場までお送りします。
- ※雨天時は4月4日(水)に順延

参加者募集

多布施川の川下り 佐賀城濠ボート遊覧

佐賀城南濠を約1時間遊覧します。

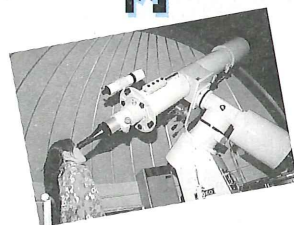


◆佐賀城濠遊覧

- ・先着300人
- ・日時 4月5日(木)10時～15時
- ・集合場所 県立博物館南(駐車場は県立博物館東側の赤松小学校跡地をご利用ください)
- ※雨天時は4月6日(金)に順延
- ・申し込み方法 往復はがきに①住所②氏名③年齢④電話番号⑤乗船希望日および時間へ4月3日(多布施川)午前または午後、4月5日(佐賀城濠)午前または午後⑥駐車場を利用する、しない⑦返信用はがきに住所、氏名を記入の上、〒840-10831 佐賀市松原一丁目2-35 佐賀商工会議所総務課までお申し込みください。
- ※当日は、水に濡れてもよい服装をお願いします。(小学生以下は保護者同伴)
- ※原則として、乗船される方々に漕いでいただきます。
- ・締め切り 3月22日(木)
- ・主催 佐賀商工会議所・佐賀市・佐賀青年会議所・佐賀観光協会
- ◎問い合わせ 佐賀商工会議所総務課 ☎ 24・5155 FAX 26・2831

西与賀コミュニティセンター利用案内

西与賀コミュニティセンター



- 西与賀コミュニティセンターは、バドミントン・ミニバレーなどの軽スポーツ、ダンスや柔道、講習会などに利用できます。
- また、天体観測ドームでは、20cm屈折赤道儀望遠鏡を使って天体観望会を開催しています。皆さんのご利用をお待ちしています。
- ※天体観望会を毎週金曜日に開催していましたが、4月から土曜日開催となります。(「市報さが」毎月1日号の天体観望会欄をご覧ください)
- ・利用時間 9時～21時
- ・使用料 無料
- ・休館日 原則として毎週月曜日、年末年始
- ・申し込み 原則として利用日の1カ月前から西与賀コミュニティセンターの窓口で申し込みを受け付けています。予約状況を事前に電話でご確認ください。
- 《施設内容》
- 多目的ホール 軽スポーツやダンスや柔剣道など幅広い活用ができます。
- 親子談話室 小会議や利用者同士の交流の場としてご利用できます。
- 創作室 木工など創作活動が楽しめます。
- 《2階》
- 星空学習室 会議やビデオ上映ができます。
- 星空資料室 星空に関する図書やビデオがあります。
- 《3階》
- 天体観測ドーム 週1回天体観測会を開催しています。
- ◎問い合わせ 西与賀コミュニティセンター(西与賀町大字高太郎328番地) ☎ FAX 25・6320 または、佐賀市教育委員会生涯学習課 ☎ 24・3151 1内線435



環境モニター通信

NO.7

「下水をきれいにしよう」



武藤 恵子さん（巨勢）

我が家では、下水をきれいにするために生活排水にも気をつけています。台所洗剤は薄めて使ったり、油を流さないように固めてごみに出したり、合成洗剤は使いたくないように心掛けています。

また、毎日のお米のとき汁は庭にまいています。このとき汁が結構いいんですよ。畑の野菜や植木、娘が夏休み前に学校から持ってきたブチトマトの鉢にかけるといまだにかわいい赤い実をつけ、甘くておいしいです。お米のとき汁で庭木が生き生き元気になる、さらに下水まできれいになってなおいでですね。



飲み残しや油、料理の残り汁は流さないようにしましょう。

環境モニター

各校区から1人ずつ、合計19人の方をお願いしています。地域の環境に関する情報や意見をいただいています。

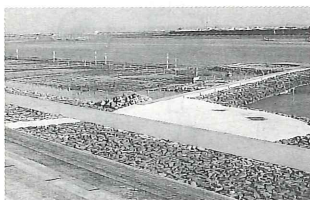
◎問い合わせ 環境課
☎ 24・3151 内線315

よかとこ
わがまち

広域圏
市町村紹介
その⑧
芦刈町

ムツゴロウ王国干潟体験場

芦刈海岸約4・5kmは世界で唯一ムツゴロウとシオマネキの保護区となっています。昨年4月、野球やサッカーができるグラウンドを備えたムツゴロウ公園が完成。また、今春4月のオープンを目指し、「干潟体験場」の整備を進めています。干潟泥んこ体験や有明海の生き物とじか



整備中の干潟体験場

有明海の自然を「見えて」触れて「体験」できる場所として、大から子

にふれあえる場所として、ムツゴロウ公園南の干潟ゾーンを設定。他に足洗い場や温水シャワー室を完備しています。隣接する県有明水産振興センターでも、有明海の生きものなどを展示するブースの設置も予定されており、公園一帯は、有



どもまできつと喜んでもらえるスポットになるでしょう。ぜひ、修学旅行や家族連れでお越しください。
(適期 温かい4月～10月)
◎問い合わせ 芦刈町役場地域振興課
☎ 66・1211

探しています

男女共同参画室では、男女共同参画社会の実現に向けての2種類の情報誌「ばすぽーと」「ばれっと」を置いていただける場所を探しています。

「私の会社の窓口に」「病院の待合室に」「理美容室に」置いてあげるよ、知り合いに頼んでみるよ、そんな方はご連絡ください。

いろんなアイデアも募集していますのでご協力をお願いします。

(連絡内容)

- ①場所 ②冊数
- ③担当者 ④連絡先

◎問い合わせ

総務課男女共同参画室

☎ 24・3151 内線433

くらしの 情報

「消費者の利益を 守る消費者契約法」

消費者の契約に関するトラブルの解決を図るための民事ルールを定めた「消費者契約法」が4月1日から施行されます。

消費者と事業者では情報力や交渉力の差が大きいため、消費者側が一方的に不利益になる場合があります。そこで消費者の利益を守ることを目的に、消費者と事業者の間で結ぶすべての契約(労働契約は除く)を対象にした「消費者契約法」ができました。

事業者の勧誘が不適切で、消費者に「誤認」「困惑」があった場合は、契約の取り消しができます。具体的には「契約の重要な中身に

ついて事業者がうそをついた」「必ず値上がりすると断定的な説明を受け、損することのある金融商品を買った」「業者が訪問して長時間居座り、帰ってください

と云っても帰らないので契約してしまった」などです。また、消費者契約法では消費者に不当に不利な契約条項は無効になります。たとえば「事故が起こっても一切責任を負わない」「いかなる場合でも交換・返金はしない」などの契約条項です。

消費者契約法では、事業者の勧誘内容に問題があつて、困惑したり勘違いして契約したと気がついたときから6カ月の間は取り消しができます。また、不当な契約条項もその部分のみ無効になります。ただし、4月1日前の契約は対象となりません。詳細はお問い合わせください。

◎問い合わせ
消費生活相談窓口
☎ 24・3151 内線214

さが イラストマップ



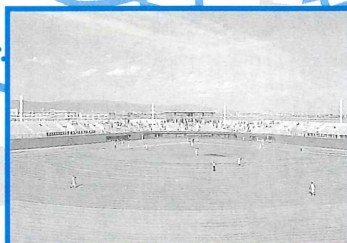
隔林亭



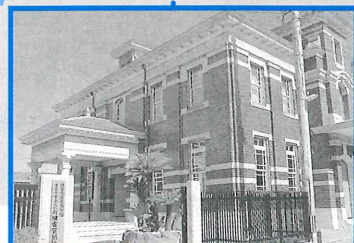
佐賀インターナショナル
バルーンフェスタ会場



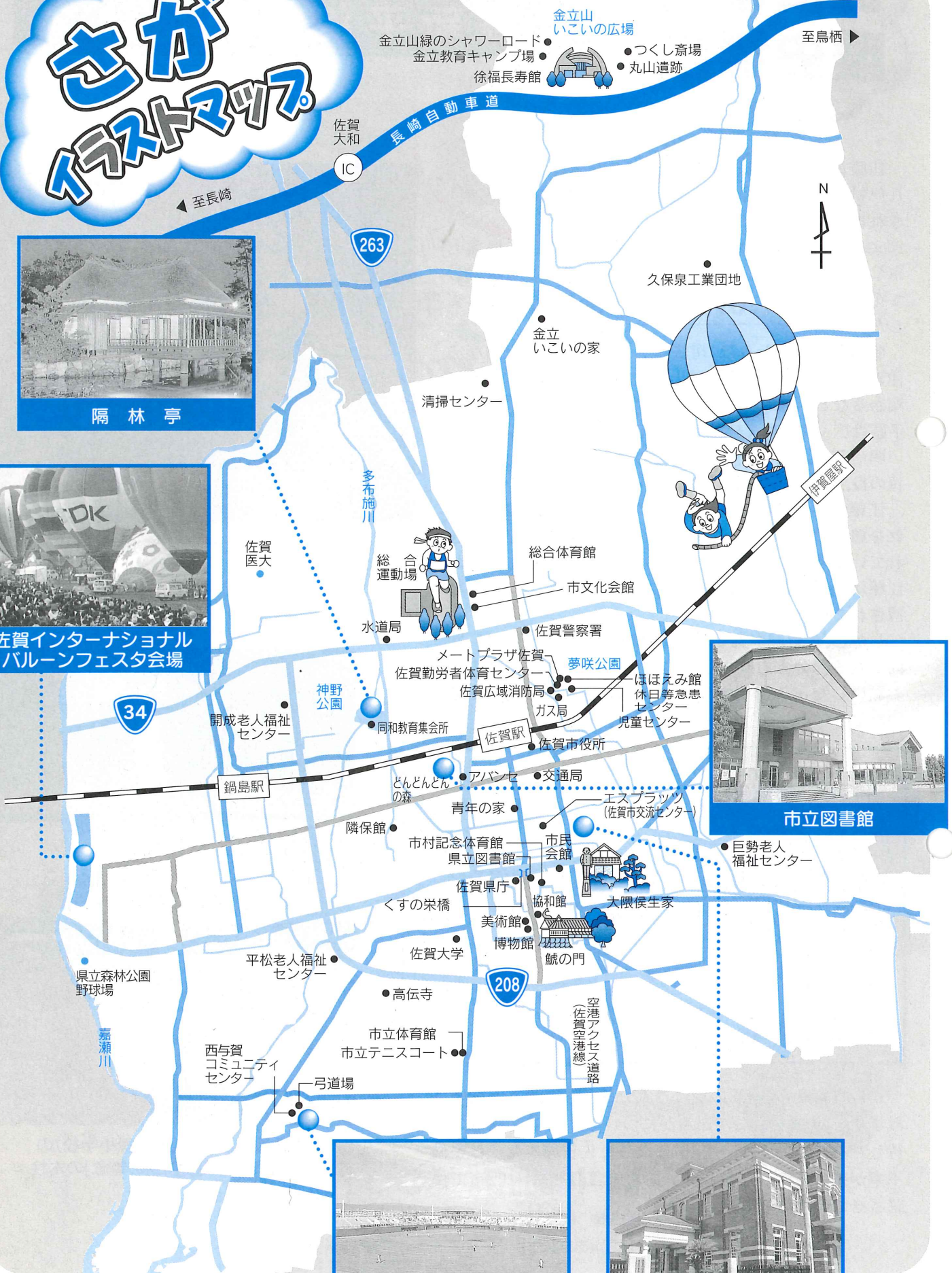
市立図書館



市立野球場(ブルースタジアム)



歴史民俗館



佐賀市 12 歴史探検

江藤新平終焉の地は？

江藤新平は江藤助右衛門の長男として佐賀城の北西、八戸村に生まれました。藩校弘道館で優れた成績で注目されましたが、家が貧しく苦学しました。

文久2(1862)年、激動期の政治情勢の中で脱藩上京して視野を広げたことで明治維新时期に佐賀藩を代表して重く用いられて活躍し、江戸への遷都を唱えたりしました。

明治になってからは、司法卿として日本の近代的な法律の整備を行い、また、参議として日本の政治運営に直接関わるなど、学識をもとに制度づくりを行ったり、新平の活躍は広く知られているところです。

明治7(1874)年、明治新政府と考え方が衝突し「佐賀の役」の指導的立場に推され政府軍と戦い、敗れました。

江藤新平の業績は、近年、佐賀でも高い評価があり、これを顕彰するために、銅像建設、生家跡の説明などがなされています。数年前、市民有志の方々と、佐賀城本丸跡が江藤新平の終焉の地であるとして「ああ無念の木柱」も設置されました。

しかし、佐賀城本丸で新平が処刑されたかどうかは、疑問が残る部分もありましたので、専門家の先生に調査をお願いしたところ、次のような資料があることを教えていただきました。

鍋島文庫

【内庫所 日記書抜】

明治7年4月13日(新暦)

佐賀暴動罪魁江藤新平・島団右衛門其外拾貳名
元二ノ御丸にて斬首 江藤・島には嘉瀬御仕置場にて梟首

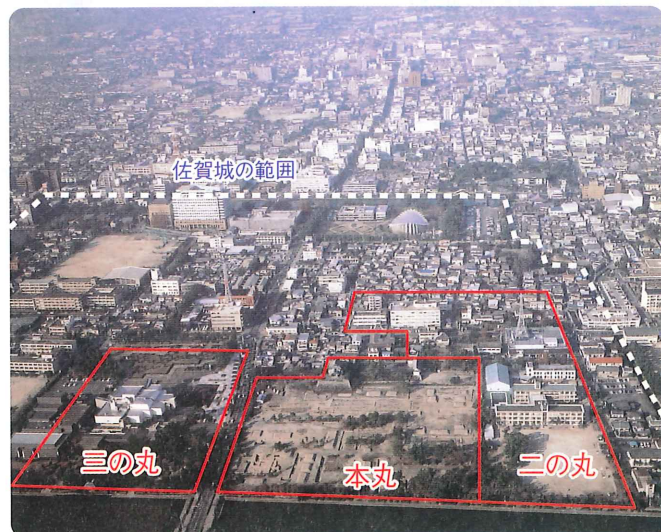
※1 島団右衛門=島義勇のこと ※2 二ノ御丸=佐賀城二の丸
※3 梟首=さらし首

【(個人)日誌】

旧二月(旧暦)

同廿六夜七ツ頃嶋団右衛門殿江藤新平殿壹人充呼出
二ノ御丸之内にて無利に切殺 都合拾貳名

この資料から、終焉の地は本丸ではなく二の丸と判断されます。二の丸のどこであるかについては、今後の研究に期待したいと思います。新年度になると佐賀城本丸では整備工事が始まることでもあり、「ああ無念の木柱」は当市で保管させていただきます。



↑佐賀城跡全景(南から撮影)



↑佐賀城本丸跡(旧赤松小学校)の南東の隅にたつ「ああ無念」の木柱



市の花「さざんか」
昭和54年4月制定

“市の木・いちろう”、“市の花・さざんか”は、市制施行90周年記念行事の一つとして、市民からのご応募で選ばれたもので、昭和54年4月1日の記念式典で正式に制定されました。

人口 166,161人(－3) 男 78,907人(－35) 1月31日現在の人口
世帯 63,670(－27) 女 87,254人(+32) ()内は前月との差